

## 令和元年第 11 回庄原市教育委員会 会議録

- 1 日 時 令和元年 10 月 21 日（月） 午後 1 時 28 分開会  
午後 2 時 53 分閉会
- 2 場 所 庄原市役所 本庁舎 5 階 第 2 委員会室
- 3 出席委員 教 育 長 牧原 明人  
教育委員 末信 丈夫、横山 和明、立花 有佐、神本 久美
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席職員 教育部長 片山祐子  
教育部教育総務課長 荘川隆則  
教育部教育指導課長 東直美  
教育部教育総務課総務係長 亀山慎也  
教育部教育指導課学事係長 岡崎敏朗  
教育部教育指導課指導係長 横山博之  
教育部生涯学習課文化財係長 今西隆行
- 6 傍 聴 人 なし
- 7 議事日程 日程第 1 教育長報告  
日程第 2 議案第 54 号 庄原市私立幼稚園入園料補助金交付要綱の制定  
について  
日程第 3 議案第 55 号 庄原市私立幼稚園預かり保育利用に係る補助金  
交付要綱の制定について  
日程第 4 議案第 56 号 庄原市指定文化財の指定について  
日程第 5 議案第 57 号 令和 2 年度使用特別支援学級用教科用図書の  
採択について  
日程第 6 個別報告及び協議事項  
・広島県公立学校教職員人事異動方針

教育長	<p>— 開会 午後1時28分 —</p> <p>ただ今から令和元年第11回庄原市教育委員会を開会します。</p>
<b>日程第1 教育長報告</b>	
教育長	<p>日程第1、教育長の報告を行います。本日は3点報告します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子供達の活躍について</li> <li>・適正配置の取り組みについて</li> <li>・来年度の予算措置の課題について</li> </ul>
教育部長	<p>続いて、教育部長の報告をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年豪雨災害の復旧状況について</li> </ul>
教育長	<p>それでは、各課からの報告についてお願いします。</p>
教育総務課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設・設備の充実</li> <li>・学校給食の充実</li> <li>・幼稚園教育の支援</li> <li>・奨学金制度による就学支援</li> <li>・高校教育振興事業への支援</li> <li>・庄原市立学校適正規模・適正配置基本計画に基づく取組の推進</li> <li>・市議会への対応</li> <li>・主な会議・行事等</li> </ul>
教育指導課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確かな学力定着・向上</li> <li>・外国語教育推進</li> <li>・特別支援教育推進</li> <li>・教職員の動向について</li> <li>・主な会議・行事等</li> </ul>
生涯学習課 文化財係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習・社会教育の充実</li> <li>・芸術・文化の推進</li> <li>・スポーツの推進</li> <li>・家庭・地域の教育力の向上</li> <li>・各種行事等</li> </ul>
<b>日程第2 議案第54号</b>	
<b>「庄原市私立幼稚園入園料補助金交付要綱の制定について」</b>	
教育長	<p>日程第2、議案第54号、庄原市私立幼稚園入園料補助金交付要綱の制定について議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>それではご説明します。まず、この議案を提案する前に、この幼児教育保育無償化の全容について説明します。</p> <p>1. 子ども・子育て支援法の一部改正により、本年10月1日から開始される幼児教育保育無償化において、私立幼稚園の保育料等の無償化の実施及び市独自の</p>

<p>教育長</p> <p>委員</p> <p>教育長</p>	<p>補助金を交付することにより、在園保護者の経済的負担の軽減を図るということを目的にしています。</p> <p>2. 国が示した幼児教育無償化の概要です。こちらが国の制度になりますが、子ども・子育て支援法の一部改正による幼児教育・保育の無償化は、原則小学校就学前の3年間の児童（3歳以上児）の幼児教育・保育にかかる負担を無償化とするもの。ただし、食糧費については、低所得世帯を除き保護者の負担を求めるといふものです。具体的には、利用料、副食費、預かり保育です。</p> <p>3. 教育委員会の対応方針です。（1）入園料の補助。国の制度では入園料と保育料をあわせて、月額25,700円までが無償となりますが、これを超えた部分の入園料について、保護者負担が生じる可能性があることから、保護者の経済的負担の軽減を図るため、第2子半額、第3子以降無料ということで、市独自の対応をするように考えています。こちらは上限3万円としており、市内の幼稚園の入園料を基準に設定しています。（2）副食費の無償化。これは、国の施策では3歳以上児の副食費が原則保護者負担とされていますが、市の独自施策で、園児の副食費を月額4,500円まで無償とします。（3）預かり保育の無償化です。これは、国の制度に基づく対応で国に準じて支援します。</p> <p>4. 関係例規の整備です。（1）私立幼稚園入園料補助金交付要綱、（2）私立幼稚園預かり保育料に係る補助金交付要綱を、今回制定して補助をしていこうというものです。</p> <p>5. 施行期日は、本日令和元年10月21日であり、適用は10月1日に遡りたいと思います。</p> <p>それでは、議案集の方をお開きください。議案第54号、庄原市私立幼稚園入園料補助金交付要綱の制定についてです。こちらは、提案理由にあるように、子ども・子育て支援法の一部改正による幼児教育・保育無償化に伴い、私立幼稚園に在園する園児の保護者の負担軽減を図るため、入園料の補助に関する要綱を新たに制定するものです。要綱案について説明します。第1条で趣旨を、第2条で用語の定義を、第3条で補助対象者を定めています。第4条は補助対象経費です。第5条が補助金の額です。第6条が交付申請で、第7条が交付請求です。第8条でその他として、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定めるとしています。また、附則として、この告示は、令和元年10月21日、本日議決をいただきましたら、本日から施行し、令和元年10月1日から適用して、幼児教育無償化に対応していこうというものです。説明は以上です。</p> <p>ただいまの説明につきまして質疑がありますでしょうか。</p> <p>それでは議案第54号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>賛成全員ですので、議案第54号は可決されました。</p>
---------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	日程第3 議案第55号
	「庄原市私立幼稚園預かり保育利用に係る補助金交付要綱の制定について」
教育長	日程第3、議案第55号、庄原市私立幼稚園預かり保育利用に係る補助金交付要綱の制定について議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
教育総務課長	議案第55号、庄原市私立幼稚園預かり保育利用に係る補助金交付要綱案について説明します。こちらは、幼児教育無償化に係る補助金の交付について定めたものです。提案理由のとおり、子ども・子育て支援法の一部改正による幼児教育・保育無償化に伴い、私立幼稚園に在園する園児の保護者の負担軽減を図るため、預かり保育に係る利用料の補助に関する要綱を新たに制定するもので、この要綱に基づいて預かり保育の利用料の補助をするものです。それでは、要綱の説明をします。第1条に趣旨、また第2条に用語の定義として、私立幼稚園・園児・保護者・預かり保育とはということを示しています。第3条が補助対象者、第4条で補助対象経費を示しています。第5条が補助金の額です。第6条が交付申請で、第7条の交付請求です。第8条でその他として、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定めるとしています。また、附則とて、この告示は、令和元年10月21日から施行し、令和元年10月1日から適用するとしています。説明は以上です。
教育長	ただいま説明につきまして何か質疑がありますでしょうか。
	それでは、議案第55号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いいたします。
委員	(全員挙手)
教育長	賛成全員ですので、議案第55号は可決されました。
	日程第4 議案第56号
	「庄原市指定文化財の指定について」
教育長	日程第4、議案第56号 庄原市指定文化財の指定について議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
文化財係長	議案第56号 庄原市指定文化財の指定について説明します。提案理由は、庄原市指定文化財の指定をすることについて教育委員会の承認を求めるものです。今回、指定しようとする物件は庄原市指定史跡である野田大山山炭窯跡です。詳細並びに指定に係る内容についてです。1. 名称は野田大山山炭窯1基、2. 所在地は庄原市東城町竹森大仙山5111番地、3. 所有者は名越千晴氏、庄原市東城町栗田702番地です。経過につきましては、本遺跡は昭和61年に東城町の林道開発中に見つかり、その後広島大学の現地調査または国の機関による壁面保存処理を経て現在に至っています。次に概要について、本炭窯跡は、その形状が淡水魚のヤツメウナギに似ていることから八ツ目うなぎ型横口付炭窯と呼ばれています。この炭窯は、九州から東北まで幅広い範囲で発見されていますが、その多くは鉄を作る製鉄遺跡とともに見つかるそうです。現在まで確認されているものは、県内で調査例は5

<p>教育長 横山委員 文化財係長</p>	<p>遺跡7例となります。その多くは、発掘調査後に消滅しており、現存するのは本炭窯だけとなっています。時代は、他の調査した遺跡の例からすると、7世紀を中心とした時代が想定されています。調書については、元広島県教育委員会文化財課長、現庄原市文化財保護委員にお願いしており、東城町時代に、国の機関で保存処理を実施して保存しているということと、広島県でも類似例がこの1つしか残っていないという状況から考えると、指定が妥当であると回答をいただいています。</p> <p>次に、遺跡の概要は、調査時炭窯跡実測図と調査時の写真を載せております。写真で、左側に大きく開いているところが、基本的に炭窯本体となり、入り口の方の火を炊いて炭を作るということになっており、右のほうに小さい穴が3つほどありますが、これが横口特には煙道もしくは炭の取り出し口と想定されています。現地に行くと、開口部、ネットが張ってあるところの口が開いている部分が先ほど説明したところですが、本来は、ネットは張ってなく普通の山の底になってますが、後世において、動物の侵入を防ぐために周りがコンクリートで固められている状況です。内部の状況は、上の天井が崩落しないように、土嚢が積み重ねてある状況です。</p> <p>なお、本件につきましては、令和元年8月28日付けで庄原市文化財保護審議委員会から建議を受けて、指定文化財として提案させていただいたものです。議案第56号の説明は以上です。よろしくお願ひ致します。</p> <p>ただいまの事務局の説明について何か質疑がありますでしょうか。</p> <p>現状の網を張られている状態ですが、指定を受けたらどのようなになりますか。</p> <p>現状では、この炭窯跡のネットを張った経緯が分かっていない状況です。前保護審議会の会長によると、当時は途中でコンクリートもとられてしかも網がないという状況だったということでした。網というのは、基本的には人や動物が入らないように、現状保存には適しているかと思いますが、これを皆さんに見ていただくということになると少し課題にはなります。もし指定となれば、教育委員会で指定後について協議をし、保護審議会の指導を受けながら、最終的には見せ方を考えていきたいと思っています。</p>
<p>横山委員 文化財係長</p>	<p>中の土嚢も同様に考えているのでしょうか。</p> <p>これに関しましては昭和61年に、当時の奈良国立文化財研究所の方で、その当時の工法によって壁面を強化しているという状況です。しかし、もう既に40年近く経過しているので、これも最終的には、専門家の意見をいただいて土嚢を取っても大丈夫なのか。また、さらに樹脂でもう少し補強したほうがいいのか。崩れてしまっただけではいけないので、専門家の意見を聞いて実施していかなくてはなりません。それまでは、やはり動物が入らないようにネットをかけておいた方がよいと思います。</p>
<p>教育長 末信委員 文化財係長</p>	<p>他に質疑がありますか。</p> <p>人が入っても大丈夫ですか。高さはどれくらいありますか。</p> <p>高さは、焚き口の近いところで約90cm、中央部ぐらいで約95cm、奥で80cmで</p>

教育長	<p>す。人が屈んで入ることはできると思います。基本的には横口の方では穴が開いており、そこから炭を採りますが、今回の炭窯跡は完全地下式になっているので、横の穴から通るとするのは非常に難しいと考えられます。もしかしたら、本体の方の火が消えた後に、通ったという可能性も考えられます。</p> <p>私も現地に行ったのですが、右に穴がありません。潰れているというところも、説明した方がいいと思います。</p>
文化財係長	<p>本来の炭窯は約 10m、これは半地下式なので、斜面を掘って上にトンネルを作るということなので、穴も何カ所かついています。ただ今回に限っては地下式になっています。人力で何十mを掘ることは非常に難しいので、現存では、長さ 3.3m です。入り口部分は林道によって少し壊されている部分も多少あると思いますので、今現在 3 個ありますが、本来は 4 個 5 個ぐらいあったかと思います。</p>
教育長	<p>当時の昭和 61 年の写真がありますが、あのような形にはなっていないということですね。</p>
文化財係長	<p>もう少し個数はあったと思いますが、手前の方が林道で少し削られている可能性もあり、現状で見つかっていません。</p>
末信委員	<p>上の図が書いてあるのですが、これが本来の形なのでしょうか。あるいは今現在 3 mと言われたのですが、その状況ですか。</p>
文化財係長	<p>この上の実測に関しては、やはり調査当時の実測図ですので、現在のままです。実際人力でこの実測を取っていくのは非常に厳しいです。約 4 mあったかと思いますが、それが限度ではないかと思います。今現在、現存する実測です。</p>
教育長	<p>他に質疑はありますか。</p> <p>それでは、議案第 56 号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(全員挙手)</p>
教育長	<p>賛成全員ですので、議案第 56 号は承認されました。</p>
<p>日程第 5 議案第 57 号 (非公開)</p> <p>「令和 2 年度使用特別支援学級用教科用図書採択について」</p>	
<p>日程第 6 個別報告及び協議事項</p>	
教育長	<p>続いて日程第 6、個別報告及び協議事項に移ります。担当課から説明をお願いいたします。</p>
教育指導課長	<p>・広島県立公立学校教職員人事異動方針</p>
教育長	<p>以上をもちまして、第 11 回教育委員会を閉会いたします。</p>
<p>— 閉会 午後 2 時 53 分 —</p>	